食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針及び食品循環資源の 再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項 を定める省令等の改定等案の概要について

1.食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の主な改定事項

(1)食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

食品循環資源の再生利用等の優先順位は、循環型社会形成推進基本法(平成 12年法律第110号。以下「循環型社会基本法」という。)に定める基本原 則にのっとり、食品廃棄物等の発生抑制、食品循環資源の再生利用、熱回収、 減量の順とする。

再生利用を行うにあたり、飼料化は、食品循環資源の有する成分やカロリーを有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、優先的に選択することが重要。

(2) 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量(再生利用等の実施率)は、平成24年度までに実施率を食品製造業にあっては全体で85パーセント、食品卸売業にあっては全体で70パーセント、食品小売業にあっては全体で45パーセント、外食産業にあっては全体で40パーセントに向上させることを目標とする。

上記の業種別の実施率の目標は、その業種に属する各々の食品関連事業者が実施すべき実施率の目標ではなく、各々の食品関連事業者が、判断基準省令に従い食品循環資源の再生利用等に計画的に取り組むことにより、その業種全体で達成されることが見込まれる目標である。

各々の食品関連事業者に適用される実施率の目標は、判断基準省令において定める。

(3)食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

定期報告制度により、国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告されたデータを整理し、食品関連事業者がトップランナーの取組を参考にすることを可能とするため、業種・業態の中で最も優れた食品関連事業者の取組内容並びに単位当たり食品廃棄物等発生量及び再生利用実施率等について、その業種・業態ごとの平均的な値とその分布を併せて公表する。

また、国が公表を行うことについて同意する食品関連事業者の事業者名、単

位当たり食品廃棄物等発生量及び再生利用等実施率の一覧を公表することにより、食品関連事業者の積極的な取組・努力に対する消費者の理解の醸成を図る。

国は、登録再生利用事業者が存在しない都道府県を中心に登録再生利用事業者制度の普及啓発を進めるとともに、食品リサイクル法に基づく報告徴収や立入検査を通じて、登録再生利用事業者の適正な処理を確保する。

食品小売業や外食産業においては、再生利用事業計画の認定制度の積極的な活用等を通じ、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携の確保を図る。

国は、再生利用事業計画認定制度の普及を図るため、次のような取組を推進する。

- ・ 食品循環資源の再生利用等により、得られる再生利用製品の量の予測等を可能とするデータベースの構築
- ・優良な取組についての表彰・認証・公表や特定肥飼料等を用いて生産された 農畜水産物等を識別するマークのあり方の検討
- ・ 廃棄物処理法の特例を悪用した不適正処理防止に万全を期すための措置 次のような課題について、研究開発を推進する。
- ・ 効率的にバイオ燃料を製造する技術やエネルギーを回収する技術の開発
- ・ 効率的なマテリアルリサイクル技術の開発
- ・地域のマテリアルバランスを考慮して食品循環資源の循環システムを設計 する技術やシステムを実用化するための要素技術の開発 等

国は、市町村が行う家庭の生ごみも含めた再生利用やエネルギー利用施設の整備に対する支援及び特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等を食品関連事業者が引き取る計画的な再生利用の受け皿となる優良な施設の整備に対する支援を行う。

(4)環境保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、環境教育・環境学習や広報活動、 消費者団体との連携等を通じて、「もったいない」という意識の普及・醸成 など広く国民への普及啓発を図る。

食育の一環として、学校給食で発生する食品循環資源の再生利用等を促進す る。

2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となる べき事項を定める省令の改定事項

増加ポイント(A) = 前年度の基準実施率区分 増加ポイント 20%以上50%未満 2 50%以上80%未満 1 80%以上 維持向上

19 年度再生利用等実施率が 20%未満の場合は、スタートライン 20%として計算。

「再生利用」については、飼料の原材料としての利用を優先させる。

発生原単位(食品循環資源の発生量を売上高、製造数量等で除したもの)により、発生抑制の目標を業種別に設定(業種の区分及び具体的目標値は、多量発生事業者の定期報告結果を分析し、21年度に設定)。

3. その他の改定事項について

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項の基準を定め る省令(熱回収の基準)

熱回収は、再生利用が困難な場合に、エネルギー利用を一定の効率以上で行う場合に限定して、実施できることとする。

再生利用が困難な場合(次のいずれかの場合)

- ・ 食品関連事業者の工場・事業場から半径75km以内に再生利用施設がない場合
- ・ 半径75km以内に再生利用施設があっても、施設の能力を超過するため 受入が困難であるか、食品循環資源があらかじめ備えている性状から施設 で受入が困難な場合

エネルギー利用の効率

- ・ 廃食用油及び同程度の発熱量(35MJ/kg以上)の食品循環資源の場合は、1トン当たり28,000MJ以上の熱を利用
- ・ その他の食品循環資源の場合は、1トン当たり160MJ以上の電気又は 熱を利用
- (2) 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令

食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年度6月末日までに、原則として、電子申請により報告を行うこととする。

定期報告事項は概略次のとおりとする

食品廃棄物等の発生量 食品廃棄物等の発生原単位

食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、熱回収、減量の実施量

判断の基準となるべき事項の遵守状況

再生利用により得られた特定肥飼料等の製造量等

等

(3)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令(リサイクルループ)

特定農畜水産物等の要件は以下のとおりとする。

特定肥資料等の利用により生産された農畜水産物であること 原材料として使用される農畜水産物のうち特定農畜水産物が重量割合で 50パーセント以上含まれる食品であること

食品関連事業者は、再生利用事業計画に基づき生産された特定農畜水産物等の量のうち、自らが利用すべき量を設定する。

この利用すべき量は、再生利用事業計画に食品関連事業者が利用すべき量として、特定農畜水産物等を生産する農林漁業者等が既に安定取引先を確保している量、特定農畜水産物等の生産への食品関連事業者から排出された食品循環資源の貢献の程度、特定農畜水産物等の利用による食品関連事業者への過度の制約を回避すること等を考慮して算定する。

食品循環資源を適切に管理し、収集運搬時における生活環境保全上の支障を防止する観点から、食品循環資源の収集運搬についての基準を設けることとする。